

城西国際大学における研究費の運営及び管理に関する規程

令和3年11月24日制定
(令和3年度(国)規程第1号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
 - 第2章 研究者等の責務(第5条)
 - 第3章 運営及び管理の責任体系(第6条―第9条)
 - 第4章 研究費適正運営管理委員会(第10条―第18条)
 - 第5章 適正な運営及び管理の基盤となる環境整備(第19条―第21条)
 - 第6章 不正使用に関する措置(第22条・第23条)
 - 第7章 不正使用防止計画(第24条)
 - 第8章 適正な運営及び管理活動(第25条―第28条)
 - 第9章 情報伝達の体制(第29条―第31条)
 - 第10章 監査・モニタリング(第32条・第33条)
 - 第11章 雑則(第34条・第35条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、研究費の運営及び管理体制の整備に関する基本的事項を定めることにより、研究費の適正な運営及び管理を図り、もって城西国際大学（以下「本学」という。）の研究活動に対する社会からの信頼及び期待に応えることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究費の適正な管理及び運営については、関係法令、配分機関の定め、城西国際大学経理規程（昭和45年4月1日制定。以下「経理規程」という。）その他関係規程等（以下「関係法令等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 本学で経理する研究活動に係る全ての経費（当該経費を教育の用途に使用する場合を含む。）をいう。
- (2) 不正使用 故意又は重大な過失による研究費の他の用途への使用又は関係法令等に違反した使用（当該行為の証拠隠滅又は立証妨害を含む。）をいう。

- (3) 部局 予算の編成及び執行を行う組織単位をいう。
- (4) 研究者等 本学において研究費の使用に関わる全ての者をいう。
- (5) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、本学が研究者等に対し、研究費の使用ルール、研究費の使用に係る責任の所在、不正使用が及ぼす影響などを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (6) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を醸成するために、本学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(基本方針)

第4条 本学は、次に掲げる基本方針に基づき、研究費の運営及び管理体制の整備を図る。

- (1) 研究費の運営及び管理を適正に行うために、不正使用防止対策に関して本学の内外に責任を持ち、積極的に推進して、その役割、責任の所在及び範囲並びに権限を明確化し、責任体系を本学の内外に周知し、公表する。
- (2) 不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下に、不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境の整備及び体制の構築を図る。
- (3) 不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定し、実施することにより、関係者の自立的な取組を喚起し、不正使用の発生を防止する。
- (4) 適正な予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正使用につながり得る問題が捉えられるよう、実効性のあるシステムを導入して管理する。
- (5) 研究費の使用に関する関係法令等の理解を研究者等に浸透させ、本学の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- (6) 不正使用発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、モニタリングを実施する。

第2章 研究者等の責務

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、研究活動が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であり、研究費が直接的又は間接的に広く国民の負担によって措置されていることを認識し、関係法令等を遵守して、研究費を適正に使用しなければならない。

- 2 研究費の運営及び管理に係る経理に直接携わる研究者等は、適切に事務処理を行わなければならない。
- 3 研究者等は、この規程に定める事項並びに統括管理責任者及び部局責任者の指示に従わなければならない。
- 4 研究者等は、コンプライアンス教育を受講し、次の事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
 - (1) 関係法令等を遵守すること。

- (2) 不正使用を行わないこと、させないこと及び黙認しないこと。
 - (3) 関係法令等に違反して不正使用を行った場合は、本学及び配分機関による処分並びに法的な責任を負うこと。
- 5 研究者等は、不正使用に関する通報への対応その他研究費の適正な運営及び管理に関して協力要請があった場合には、これに協力しなければならない。

第3章 運営及び管理の責任体系

(最高管理責任者)

第6条 本学に、研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、第4条に定める基本方針を周知するとともに、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- 3 最高管理責任者は、第4条に定める基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- 4 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の規範意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第7条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長又は学長補佐をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、この規程に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、部局責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、それを最高管理責任者に定期的に報告しなければならない。

(部局責任者)

第8条 部局に、当該部局における研究費の運営及び管理について実質的な責任及び権限を持つ者として部局責任者を置き、その部局の長（予算責任者）をもって充てる。

- 2 部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正使用防止対策を実施するとともに、当該実施状況を確認し、それを統括管理責任者に報告すること。
 - (2) 自己の管理監督又は指導する部局の全ての研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
 - (3) 自己の管理監督又は指導する部局において、定期的に啓発活動を実施すること。
 - (4) 自己の管理監督又は指導する部局の研究者等が適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(5) 自己の管理監督又は指導する部局の研究者等に対し、第5条第4項に定める誓約書の提出を求めること。

3 部局責任者は、部局に、前項各号の業務を補佐する副責任者を置くことができる。
(職名の公開)

第9条 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括管理責任者及び部局責任者の職名を公開するものとする。

第4章 研究費適正運営管理委員会 (研究費適正運営管理委員会)

第10条 本学に、不正使用の防止について、全学的に推進する組織として、研究費適正運営管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第11条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本学全体に起因する不正使用の発生要因の把握並びに不正防止計画の策定及びその進捗管理
- (2) 行動規範の策定及び周知
- (3) 関係する学内規程等の整備及び関係法令等の周知
- (4) 研究費の適正な管理に係る教育及び啓発活動
- (5) 研究費の運営及び管理に係るモニタリング
- (6) その他研究費の運営及び管理の推進に関する事項

(組織)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学長が指名する副学長又は学長補佐 若干人
- (3) 学部・研究科等の教授又は准教授 若干人
- (4) 財務担当部長及び研究担当部長
- (5) 本学の職員以外の者で、研究費の適正な運営及び管理に関し高い識見を有する者 若干人
- (6) その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号又は第2号に掲げる委員のうちから学長が指名する者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長は、第11条各号に掲げる業務に係る問題が生じた場合には、適切

かつ迅速に対処しなければならない。

(委嘱)

第 14 条 第 12 条第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第 15 条 第 12 条第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第 16 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者（学外者を含む。）を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 17 条 委員会は、第 11 条各号に掲げる業務を行わせるためその他不正使用に関する特定の事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員若干人をもって組織する。

3 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者（学外者を含む。）を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 18 条 委員会の庶務は、研究推進・社会貢献部と連携して、総務部において処理する。

第 5 章 適正な運営及び管理の基盤となる環境整備

(コンプライアンス教育及び啓発活動)

第 19 条 本学は、不正使用を防止する観点から、コンプライアンス教育に係る研修会の開催、継続的な啓発活動の実施その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上及び浸透を図るものとする。

2 本学は、本学全体で不正を防止する組織風土を醸成するため、研究者等を対象としたコンプライアンス教育及び本学全ての構成員を対象とした啓発活動の具体的な実施計画を策定する。

3 コンプライアンス教育の内容は、前項の実施計画に基づき、研究者等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的実施するものとする。

4 コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的受講させるとともに、受講対象者の受講状況及び理解度について把握するものとする。

5 啓発活動の内容は、第 2 項の実施計画に基づき、不正根絶に向けた効果的で実効性のあるものを設定し、少なくとも四半期に一回程度、定期的実施するものとする。

(行動規範)

第 20 条 本学は、不正使用を防止する観点から、本学の研究者等の行動規範を策定する。

(事務処理及び決裁手続)

第 21 条 本学は、研究費の管理及び執行に必要な事務処理及び決裁手続を適切に定め、全ての研究者等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

2 部局責任者は、研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても、前項の規定で定める事務処理手続を周知するものとする。

第 6 章 不正使用に関する措置

(不正使用に関する措置)

第 22 条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じたとき報告を受けた場合には、別にガイドラインで定める手続等に従い、適正な措置を採るものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、本学の規程に則り懲戒又は指導措置の手続を採るとともに、その氏名・所属、不正使用の内容等を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認めるときは、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

(不正使用による研究費の返還)

第 23 条 研究者等の不正使用により研究費を返還する必要がある場合は、当該研究者等がその返還金全額を返還することを原則とし、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を採るものとする。

第 7 章 不正使用防止計画

(不正使用防止計画の策定等)

第 24 条 研究費適正運営管理委員会は、不正使用を未然に防止するため、内部監査部門とも連携し、その要因を把握し分析することにより、具体的な不正使用防止計画を策定する。

2 研究費適正運営管理委員会は、前項の不正使用防止計画に基づく業務の推進及び管理を行うとともに、その実施状況を把握し分析することにより、必要に応じてその見直しを行うものとする。

第 8 章 適正な運営及び管理活動

(事務の取扱い)

第 25 条 研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務、預託金事務等に関する取扱いは、資金配分機関の定めるもののほか、関係法令等及び経費執行ハンドブック等の定めるところによる。

(適正な執行管理)

第 26 条 統括管理責任者及び部局責任者は、研究費の適正な執行管理を行うために、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 予算の計画的執行のために研究者等が執行状況を把握できる体制を整えるとともに、財務会計システム等により随時研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合には、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導するものとする。
- (2) 物品購入及び出張旅費並びにアルバイト雇用等は、別に定める基準により、適正に執行させること。
- (3) 納品検収及びアルバイト雇用者の勤務実態の確認等の研究費管理体制を整えること。

(納品検収)

第 27 条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、経理課に納品検収窓口を設け、検収担当者を置くものとする。

- 2 検収担当者は、発注データと納品された現物を照合し、納品伝票等に所定の検収印を押印するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認するものとする。

(業者への対応)

第 28 条 統括管理責任者は、業者等に対し、関係法令等の遵守及び不正使用に関与しないこと等の内容を含む誓約書の提出を求めることその他の研究費の適正な運営及び管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 不正使用に業者等が関与していた場合には、別に定める基準により、厳正な措置を行うものとする。

第 9 章 情報伝達の体制

(手続相談窓口)

第 29 条 本学は、研究費の事務処理手続に関する本学の内外からの相談を受け付ける窓口（以下「手続相談窓口」という。）を設置する。

- 2 手続相談窓口寄せられた相談内容については、事例を整理し分析することにより、コンプライアンス教育において周知する等により学内で共有するとともに、必要に応じて不正防止計画等の見直しに活用するものとする。

(不正使用についての相談・通報窓口)

第 30 条 本学は、不正使用に係る通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

- 2 通報窓口は、公益通報者保護法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 122 号）に準ずる形で運営する。

(不正使用に関する情報伝達体制)

第 31 条 統括管理責任者又は部局責任者は、不正使用の事実があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合においては、遅滞なく、その内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

第 10 章 監査・モニタリング

(監査体制)

第 32 条 学校法人及び本学の内部監査室は、研究費の適正な運営及び管理のため、本学全体の視点から、監査を実施するものとする。

2 内部監査室は、監事及び研究費適正運営管理委員会と連携して不正使用防止体制について検証するとともに、不正使用が発生する要因に着目した監査を実施するものとする。

(監事の役割)

第 33 条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

2 監事は、研究費適正運営管理委員会又は部局責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正使用防止計画に反映されていること及び不正使用防止計画が適切に実施されていることを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

第 11 章 雑則

(不正使用防止に向けた措置)

第 34 条 本学は、この規程及び不正使用の防止に向けた取組状況を本学の公式ホームページ等で公表するとともに、不正使用防止に向けた取組を確実かつ継続的に推進するものとする。

(雑則)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。

2 この規程の制定に伴う関係規程の改正については、別表のとおりとする。